

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 24 号に掲げる事項にあつては、株券提出案内及び自己株式預託通知書を含む。）するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ～ (24) (略)</p> <p><u>(25) 会社法第 197 条の規定に基づく所在不明株主等の株式売却等に係る制度の実施</u></p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 24 号に掲げる事項にあつては、株券提出案内及び自己株式預託通知書を含む。）するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ～ (24) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(不適格な株券)</p> <p>第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 会社法第 219 条第 3 項の規定により無効となった株券</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p><u>(9) 会社法第 198 条第 5 項の規定により無効となった株券</u></p> <p><u>(10) 会社法第 220 条第 1 項に規定される公告に係る株券</u></p> <p><u>(11) 第 5 号及び第 9 号に規定する場合を除き、会社法その他の法令により無効となった株券</u></p> <p><u>(12) 前各号に掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める株券</u></p>	<p>(不適格な株券)</p> <p>第 40 条の 2 規程第 62 条に規定する不適格な株券は、次に掲げる株券をいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 合併、株式交換又は株式移転に伴う株券の提供により無効となった株券</u></p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、機構が取引所有価証券市場における受渡物件として不適格と認める株券</u></p>

<p>(準用規定)</p> <p>第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第5号、<u>第7号、第9号及び第10号</u>、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第5号<u>及び第7号</u>、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第96条 第4章(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条の2、第40条の2第1号、<u>第9号及び第10号</u>、第60条の2、第60条の3及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第96条 第4章(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条の2、第40条の2第1号、第60条の2、第60条の3及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第98条 第4章(第22条第3項及び第7項、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条第2号、第39条の2、<u>第40条の2第9号及び第10号</u>、第59条、第60条の2、第60条の3及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第98条 第4章(第22条第3項及び第7項、第24条、第24条の2、第27条第3項から第6項まで、第28条第3項から第6項まで、第29条、第1節第1款第5目、第39条第2号、第39条の2、第59条、第60条の2、第60条の3及び第1節第3款第3目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

この規則改正は、平成19年1月22日から施行する。